



司法改革 NOW

ここまでできた司法改革。 弁護士業務にも影響が！

今春の国会で提出された司法改革関連法案10本のうち9本が成立。司法改革は、制度設計の時代から実践の時代を迎えた。これから弁護士業務はどのように変わっていくのか、また、変わらなければならないのか。法律の概要と施行に備えて私たちが取り組まねばならない課題等についてまとめてみた。始まってからではもう遅い？

◆ 裁判員制度の導入 ◆

5年内に実施決定。併せて刑事裁判手続を改正。問題は山積。

- ① 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）」平成16年5月21日成立
- ② 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（刑訴法改正法）」平成16年5月21日成立

【概要】

原則として、死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪や法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件について、裁判官3名、裁判員6名からなる合議体の評決（過半数かつ裁判官及び裁判員のそれぞれ1名以上が賛成する意見による）で、有罪・無罪の決定及び量刑の判断を行なう。

【課題】

法律の知識も裁判の経験もない裁判員が審理に参加することを踏まえ、専門家である法曹三者間において行なわれてきたこれまでの公判審理のやり方を見直すとともに、法教育の流布が必要。

また、連日の開廷による集中審理が不可避となるため、被告人の防御権を保障するのに十分な証拠開示、接見交通の確保（夜間・休日接見等）、公判記録の即時交付、公判までの準備期間の保障、被疑者・被告人の身体拘束制度（勾留、保釈、代用監獄）の見直し等が不可欠。

◆ 司法ネットの整備 ◆

民事及び刑事の総合的な法律支援体制の整備。中核となる「日本司法支援センター」は平成18年に設立、業務開始へ。

- ③ 「総合法律支援法」平成16年5月26日成立

【概要】

都内に中核となる運営主体「日本司法支援センター」を、地方には拠点となる事務所を設置。法律相談のほか、資力の乏しい人のために、刑事事件の公的弁護、民事事件の法律扶助、犯罪被害者の支援を行なう。

【課題】

日本司法支援センター及び支部を含む拠点設置のた

めの、①人材の確保、②各地における拠点設置構想や事業計画に必要な組織・業務の確定、③民事扶助審査体制の確定、④国選弁護士選任事務の確定、⑤支援センター策定の法律事務取扱規程の確定、⑥地域における自治体との連携体制の検討、⑦扶助協会自主事業を弁護士会委託で実施する方策の検討等が不可欠。

◆行政事件訴訟の見直し◆

40年ぶりの改正。利用しやすい行政訴訟をめざして。

④「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」

平成16年6月2日成立

【概要】

国民の権利や利益を実効的に救済するという観点から、行政訴訟をより利用しやすく分かりやすくするための仕組み（当事者の実質的な対等性の確保、救済範囲の拡大、審理の充実・促進）や本案判決前における仮救済制度を整備。

【課題】

団体訴訟、取消訴訟の対象拡大（行政立法、行政計画、通達、行政指導など）、裁量の審査、提訴手数料の軽減等により、行政に対する司法審査機能を強化していくとともに、行政関係事件を担当できる人材の養成等、救済体制の整備。

◆労働審判制度の創設◆

2年以内に実施。専門家の力を借りて迅速に個別労働関係事件を解決。

⑤「労働審判法」平成16年4月28日成立

【概要】

地裁に、裁判官である労働審判官1名、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名からなる労働審判委員会を設置。3回以内の期日で結論を出す。不服があれば、2週間以内に異議を申し立てることができ、その場合には、労働審判手続申立時に、労働審判がなされた地裁への訴え提起が擬制される。異議の申立てがない場合、労働審判は裁判上の和解と同一の効力を有する。

【課題】

労働審判員となるべき人材、すなわち、労働関係事件に対応できる多数の専門的弁護士の育成及び選任過程における公正性と中立性の確保が不可欠。

将来的には、訴訟手続に労使関係の専門家が参画する労働参審制導入の可否の検討も視野に。

◆判事補及び検事の弁護士職務経験制度◆

判事補及び検事が弁護士業務を経験。平成17年4月から開始予定。

⑥「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」

平成16年6月11日成立

（日弁連と最高裁及び法務省間の本制度の「運用に関する取りまとめ」等、詳細については、日弁連ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/jp/katsudo/shihokai/tashokukeiken.html> を参照）

【概要】

多様で豊かな知識、経験を備えた判事の確保と、検察の厳正・公平性に対する国民の信頼獲得の観点から、判事補及び検事としての能力及び資質並びにその職務の一層の充実を図るため、判事補及び検事（10年未満）が、その身分を離れ、一定期間、弁護士となってその職務を経験。

【課題】

判事補や検事が、豊かな弁護士経験のできる法律事務所を幅広く受入事務所として提供するとともに、多数の弁護士経験希望者を確保すべく、最高裁や法務省に派遣を働きかけていく必要あり。

◆知財二法◆

知財訴訟専門の高裁を東京高裁内に設置。知財訴訟のルールも整備。

⑦「知的財産高等裁判所設置法」

平成16年6月11日成立・同17年4月1日施行

⑧「裁判所法等の一部を改正する法律」

平成16年6月11日成立・同17年4月1日施行

【概要】

迅速な審理をめざして、知的財産に関する訴訟を専門に扱う高裁を東京高裁の特別支部として同高裁内に設置。独自の所長と事務局、裁判官会議を置いて独立

性を確保し、特許権や実用新案権、意匠権、商標権、著作権をめぐる訴訟の控訴審、特許庁が下した判断に関する訴訟の一審、知的財産に関する専門的な知見を必要とする事件を担当。審理には学者や研究者、弁理士らで構成する専門委員を活用。

これに関連して、裁判所法も改正し、専門的処理体制強化のための裁判所調査官権限の拡大・明確化、営業秘密の保護強化の観点から、審理の一部非公開や訴訟当事者に対する秘密保持命令、侵害行為の立証容易化のためのインカメラ等を制度化。

【課題】

適宜検証が必要。また、今回、導入は見送られたものの、産業界では、司法試験に合格していない技術者を判事として裁判官の合議体に加え、先端技術にかかわる知的財産の紛争処理を迅速かつ適切に進めてほしいとの要望が根強い。この「技術判事」の導入阻止についても、引き続き注意して見守っていく必要あり。

◆**弁護士資格の特例廃止**◆
司法試験に合格していない教授等経験者への弁護士資格付与は廃止。

⑨「**弁護士法の一部を改正する法律**」

平成16年3月31日成立・同年4月1日施行

【概要】

大学教授等の経験者に弁護士資格を付与する特例を廃止するとともに、司法修習を終了していない者には事前研修を義務づけ。

◆**弁護士報酬敗訴者負担制度**◆
継続審議へ。秋の臨時国会が天王山！

未「**民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（敗訴者負担法案）**」

（この内容を知りたい方は、次のホームページをご覧ください。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/houan/040302/minji/houan.pdf>）

【概要】

原告と被告の双方が合意をした場合に限り、裁判の敗訴者に、勝訴者の弁護士報酬（の一部）を支払わせるという「裁判上の合意による敗訴者負担」制度を導入。

【課題】

①消費者訴訟・労働訴訟・一方が優越的地位にある事業者間訴訟等の適用除外、②これらの類型に該当する関係者間の訴訟外の契約による敗訴者負担条項を無効とする立法化の問題については、いずれも未解決のまま存在。そのため、事前の契約段階において、弁護士報酬敗訴者負担条項の挿入が広まり、司法アクセスに重大な萎縮効果を及ぼす恐れ（事前による脱法問題）が顕在化しており、単に廃案に追い込むだけでは足りない状況にある。前記①②を盛り込んだ法案の修正または特例法案制定等により立法解決を図るべく努力。政府原案については、あくまでも成立阻止の立場で対応。

◆**ADR法案**◆
今通常国会への提出は見送り、秋の臨時国会に提出の予定。

未「**裁判外の紛争解決の促進等に関する法律案（ADR法案）**」

【概要】

国民が多様な紛争解決方法の中から適切な手続を選択できる機会をを広げ、より利用しやすい紛争解決制度を実現することを目的とする。裁判以外の紛争解決（ADR）手段を強化・育成するため、民間の紛争解決機関を対象に国の認証制度を創設し、認証した機関には、訴訟手続の中止、調停前置の例外、時効中断効等の法的効果を付与する方向で、その機能や権限を定める法案の策定が進行中。弁護士でない者による手続の実施（他士業者が主宰、他士業者の代理権等）が弁護士法第72条との関係で大きな争点となっている。

ADRの拡充発展、多様性を阻害しないような認証制度構築の可否がポイント。

（司法改革推進センター副委員長 石黒 清子）

以上の各法律の詳細については、次のホームページをご覧ください。
http://www.gov-online.go.jp/theme/11_horitsu/horitsu_159.html

※裁判員制度の導入に伴う刑事裁判手続の改変については、LIBRA10月号で特集を組む予定です。